

## 占田課田制について

草野, 靖

<https://doi.org/10.15017/2333994>

---

出版情報 : 史淵. 76, pp.81-107, 1958-06-20. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 占田課田制について

草野 靖

## 目次

- 緒言
- 一 占田・課田の語義
- 二 課田制
  - I 西晋初期財政の窮乏と其の原因
  - II 西晋の財政振興策
    - (i) 百姓への農桑勸課
    - (ii) 文武冗散官・州郡県吏員の整理帰農
    - (iii) 州郡將兵の撤廢帰農
- III 課田制
- 三 占田制
- 結語

## 緒言

晋書食貨志に依ると、「及平吳之後」として筆を起し、先づ諸王公侯に対する京城内の邸宅及それに附随する郊外芻蕘之田の給与を記した後、

占田課田制について

又制戸調之式。丁男之戸歳輸絹三匹・綿三斤。女及次丁男爲戸者半輸。其諸邊郡或三分之一。遠者三分之一。夷人輸寶布戸一匹。遠者或一丈。

として、太康元年（二八〇）孫吳平定の後、各編戸の貧富大小に関わりなく、丁男女・次丁男の戸主を対象に、夫々均等に定額の絹綿を徴収する戸調式を定めたことを伝え、尋いで、

男子一人占田七十畝。女子三十畝。其外（通典無外字）丁男課田五十畝。丁女二十畝。次丁男半之。女則不課。

と記し、男女夫々一人の占田額、丁男女・次丁男の課田額を伝え、続いて男女の正丁・次丁・老小の年齢規定、遠夷不課田者の義米・算錢輸納に関する規定を伝え、更に、

其官品第一至于第九。各以貴賤占田。品第一者占五十頃。第二品四十五頃。（中略）第九品十頃。而又各以品之高卑蔭其親屬。（中略）又得蔭人以爲衣食客及佃客。品第已六上得衣食客三人。（中略）其應有佃客者。官品第一・第二者佃客無過五十戸。第三品十戸。（下略）

とて官品の高卑に應ずる占有土地面積の規定及び佃客・衣食客の保有規定を伝えている。此処にみえる諸規定の中、百姓の耕作地に関するそれは従来占田・課田の制と呼び慣らはされ、早くから学者の注目を浴び、均田法成立の究明とも絡まつて活潑な論議の展開されて来ている処であるが、筆者も、今回日野教授指導の「南北朝隋唐諸国家の国家権力の総合的研究」に参加するに当つて、先づは此の制度の外貌なりとも観察し、諸先学の論議に対する理解を深めて今後の研究の導きを得ようと試みた。大方の御教示を切に願ひするものである。

## 一、占田・課田の語義

此点に就いて今更兔や角論議する必要はなからうと思はれるので、唯結論だけを一言すると、先づ占田は排他的に田地

を占有するの意に、課田は、課を強制する、或る一定の基準・負担を定めて強制する、割り当てるの意に取り、課田は或る定額の田地を割り付ける、従つて或る定額の田地の耕作を強制するの意に解することにする。

## 二、課田制

占田・課田の制度が、西晋朝の農業政策従つてまた財政政策であることは、論を俟たずして明らかな処であるから、考察の方法として、最初に西晋の財政状態、次ぎに其処から生れて来る財政政策を考察し、此の考察の過程で、占田・課田制の内容実態に及んでゆくこととする。

### 一、西晋初期財政の窮乏と其の原因

後漢靈帝の崩御の後、宦官の誅殺を謀つた大將軍何進・司隸校尉袁紹の請いに応じ、精兵を率いて京師に入り、帝室の紛乱に乗じて禁軍兵力をも麾下に加え、遂に彊兵を擁して京師の兵権を一手に掌握し、その権勢を肆にした董卓が、靈帝の少子を擁立して少帝を廢し、尋いで更に少帝及び其母太后を弑殺して其の野心を露顯するに至ると、既に黄巾の乱平定の過程を通じて、地方に兵力を蓄え強固な勢力を扶殖しつつあつた群雄・地方官僚・豪族達は凶逆董卓の誅伐を名に一斉に兵を起し、天下は全く強食弱肉・下剋上の混乱のルツボと化して仕舞つた。その有様は、例えば魏志<sup>(二)</sup>末尾所収の典論・文帝の自叙に、

初平之元。董卓殺主鳩后。蕩覆王室。是時四海既困中平之政。兼惡卓之凶逆。家家思亂。人人自危。山東牧守咸以春秋之義衛人討州吁干澣。言人人皆得討賊。於是大興義兵。名豪大俠・富室強族。飄揚雲會。萬里相赴。兗豫之師戰于滎陽。河内之甲軍於孟津。卓遂遷大駕。西都長安。而山東大者連郡國。中者嬰城邑。小者聚阡陌。以還相吞滅。

と伝えられている。そして是より後は、此の州郡豪俠の武力抗争が相互に各地の弱少勢力を淘汰しながら進展し、且つ漸次終息の一途を辿りながら三つの大きな勢力圏に凝集されて三国鼎立の時代には入り、降つて魏の劉蜀征服、魏を承けた西晋の孫呉平定に至つて天下の統一が回復され、再び平和が齎されるのであるが、此の様な争乱時代の最も中心的な政治問題というのが、各群雄・列国夫々の、生存の爲めの或は財政の負担力を超えるまでの猛烈な兵力増強、官員の増大、その結果招来される国家経費の異常な膨張、財政の窮迫、焦眉の急を以て登場して来る財源確立の要請等々の一系の諸問題の避くべからざる循環興起であらうことは誰しも容易に想像する処であろう。事実これがまた三国魏の建国の当初より既に重要な政治問題として登場し、その解決を迫りながら西晋にまで持ち越されて行つていたのである。以下此の間の事状を伝える史例を若干列挙してゆくと、先づ魏国成立以前に繋るもので、魏志<sup>卷二</sup>衛覬伝に、

時四方大有還民。關中諸將多引爲部曲。覬書與荀彧曰。關中膏腴之地。頃遭荒亂。人民流入荊州者十餘萬家。關本土安寧。皆企望思歸。而歸者無以自業。諸將各競招懷。以爲部曲。郡県貧弱。不能與争。兵家遂疆。

とあり、兵乱に遭つて産業を失つた百姓達を争つて招誘し兵力を増強した関中諸將の動きが伝えられており、又同書<sup>卷一</sup>崔琰伝には、

太祖破袁氏。領冀州牧。辟琰爲別駕從事。謂琰曰。昨案戶籍。可得三十萬家。故爲大州也。琰對曰。今天下分崩。九州幅裂。二袁兄弟親尋干戈。冀方蒸庶暴骨原野。未聞。王師仁聲先路存問風俗。救其塗炭。而校計甲兵。唯此爲先。云々。

とあり、冀州に入るや先づ戸籍を勘案して三十萬の壮丁を検索した曹操に対し、琰が民庶塗炭の折甲兵を計校することのみを先務とすることの非を諭したことが伝えられていて、軍備第一主義の当時の世相を物語つてゐる。

次に魏国時代には入つては、晋書<sup>卷一</sup>宣帝紀に、

魏國既建。(中)遷爲軍司馬。言於魏武曰。昔箕子陳諫。以食爲首。今天下不耕者。蓋二十餘萬。非經國遠籌也。雖戎甲未卷。自宜且耕且守。

とあり、軍兵不耕者二十餘萬への給与の財政的負担が已に軽いものではなかつたことを示しており、又魏志卷一 杜恕伝に依ると、杜恕の太和年間に於ける奏議を伝えて、

方今二賊未滅。戎車丞駕。此自熊虎之士展力之秋也。然縉紳之儒橫加榮慕。搯腕抗論以孫吳爲首。州郡牧守咸忽恤民之術。脩將率之事。農桑之民競干戈之事。不可謂務本。帑藏歲虛而制度歲廣。民力歲衰而賦役歲興。不可謂節用。とあり、魏の国内が儒紳・州郡牧守・農民と挙げて吳蜀に対する軍備の充実に狂奔した様を論じ、且つまた、同時にそれに依つて齎された政治機關の分設拡大・財政支出の膨張窮迫の弊状を衝いている。

しかし、如何に財政が窮迫化したからと言つても、三国抗争の形成が止揚されない限り、此の趨勢が阻止出来る筈はない。軍備の拡充は、劣者必敗の争乱時を生き抜く爲めには絶対に従はなければならない至上命令であり、それは西晋の天下統一に依つて再び平和が齎されるまで止まる処を知らず強行されてゆかねばならなかつたのである。

即ち晋代には入つても亦、先づ泰始の初(二六九)、新たに即位した武帝の要請に対えて政府の損益を論じた散騎常侍傅玄が、

今文武之官既衆。而拜賜不在職者又多。加以服役爲兵不得耕稼當農者之半。南面食祿者參倍於舊。(晋書47)と述べ、次に咸寧二年(二七六) 呉を征伐せんと請うた征南大將軍羊祐がまた

今江淮之險不如劍閣。孫皓之暴過於劉禪。呉人之困甚於巴蜀。而大晋兵力盛於往時。(資治通鑑80晋紀2武帝感寧二年冬十月條)と論じ、降つて咸寧五年(二七九)、先出傅玄の子の司徒左長史傅咸がまた、

然泰始開元以弊于今。十有五年矣。而軍國未豐百姓不贖。一歲不登便有菜色者。誠由官衆事殷復除猥濫。蠶食者多

而親農者少也。(中略)舊都督有四。今并監軍乃盈十。夏禹敷土分爲九州。今之刺史幾向一倍。戸口比漢十分之一。而置郡縣更多。空校牙門無益宿衛。而虛立軍府動有百數。五等諸侯復坐置官屬。諸所寵給皆生於百姓。一夫不農有受其飢。今之不農不可勝計。縱使五稼普收僅足相接。暫有災患便不繼贍。(晉書47 傅咸傳)

と論じ、通じて軍府の濫設、兵員の膨張、統治機關の分設拡張、寄生官員の累増とそれに依つて惹き起された人件費支出の異常な増大と財政の窮乏・百姓の疲弊の現状を痛論しているのである。右の傅咸の奏論の一節「今之不農勝げて計る可からず、縦え五稼をして普ねく収めしむるも、僅かに相接ぐに足るのみ。暫く災患有れば便ち贍を継がず」に、ぎりぎりなまでに到達した晋朝の文武官・兵員の増大と財政の逼迫度とを端的に窺うことが出来よう。先きに紹介した散騎常侍傅玄は、泰始四年（二六八）にも水旱の災に対する便宜五事を奉り、其の中で、当時晋朝の軍屯田で、官牛を使役して耕作する場合官八分・士二分、私牛を使役し若しくは牛無しで耕作する場合官七分・士三分の收穫配分・収奪が行われていて、三国魏の官・私六分四分或は折半の配分率を甚しく上回つている点を非難して舊制に復す可きことを主張し、又屯兵一人に賦課される耕作面積が甚しく増大した結果、充分に手が行き届かず畝収額が激減して、一度悪天候に遭うと忽ちに災害を生じている現状を述べ、当時の水旱の一因を指摘しているが(晉書47 傅玄傳)こうした収奪強化・労働強化はまた此処に覩れた財政窮迫の現われの一端でもあらう。

## II 西晋の財政振興策

西晋初期の財政支出が著るしい膨張を示していたこと以上に於いて考察した如くであつた。全くそれは財政負担能力のぎりぎりの限界にまで到達していたようである。処で斯様な窮乏状態が決して永くそのまま放置することを許されないものであることは火を見るよりも明らかであらう。晋呉対立の時代に於いても、將兵への給与は、是非とも十二分に之れを

与えて戰意を喪失せしめぬよう万全を期さねばならぬし、また他方民衆に対しても、一日も早く其の重い負担を軽減し、三国以来の戦乱に依つて流散した民衆を招集し、その生活を安堵し、家計の再興を助けて産業を復興し繁栄を計り、帝王の事業を全うすべき責任がある。そして愈々江南を平定して天下の統一が成り、人心悉く安息を求める方向へ動いて来た暁には猶更此事はゆるがせに出来ない。特に孫呉平定に向つて拡充された将兵の生活保障は、彼等が武器に依つて裝備せられてゐるものであるだけに、尚一層深刻であつたろう。是非とも早急に万全の解決策を講じて国家の安泰の礎を築かねばならぬ。此処に三国以来持ち越されて来た懸案の財政問題が愈々焦眉の急を以て解決を要請して来るのである。

ところで政府の財政収入を増加すると言つても一体何処に其の財源を求めるのか。當時のことであれば、それは農業生産を描いては他に有り得なかつたであろう。そして其の農業生産と云うのが亦、既に三国魏の明帝の治世に於いて高柔が中間已來。百姓供給衆役。親田者既減。

と論じ(魏志卷24)また和洽が

民耕稀少。浮食者多。(中)自春夏以來。民窮於役。農業有廢。百姓囂然。

と論じ(魏志卷23)また王肅が

夫務畜積而息疲民。在於省徭役而勤稼穡。今宮室未就功業未訖。運漕調發轉相供奉。是以丁夫疲於力作。農者離其南畝。種穀者寡食穀者衆。舊穀既没新穀莫繼。斯則有國之大患而非備豫之長策也。

と論じ(魏志卷13)又西晋武帝の初年に、傅玄が

今聖明之政資始。而漢魏之失未改。散官衆而學校未設。遊手多而親農者少。

と言ひ、また

今文武之官既衆。而拜賜不在職者又多。加以服<sub>レ</sub>役爲<sub>レ</sub>兵<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>耕稼<sub>一</sub>。當農者之半。

占田課制田について

と言ひ(晋書卷47)、また咸寧五年(二七九)に傅咸が、

而軍國未豐百姓不贍。一歲不登便有菜色者。誠由官衆事殷復除猥濫。蠶食者多而親農者少也。(中略)今之不農不可勝計。縱使五稼普収。僅足相接。暫有災患便不繼贍。

と論じているように、(晋書卷47)先述の文武官員・將兵の膨張、また賦役頻発、(また当然ながら民衆の流散)と相表裏して實際に生産に従事する安定した農業人口・勞働力の激減を來たしており、又そうであれば当然招來される結果として、「計今地有餘羨而不農者衆」(晋書38齊獻王攸傳)また「今者土廣人稀」(晋書47傅咸傳)と言われるように墾く不耕地を残していた。そして更に又、次表に一見する如く、連年或は連月と驚くべく頻繁に災害に見舞われると云う有様であつたのである。

西晋災害記事表

(據本紀及五行志)

年	月	西	曆	記	事
泰始	四・九		二六八	青徐兗豫四州大水。伊洛溢。合於河。開倉振之。	
	五・二		二六九	青徐兗三州水。遣使振恤之。	
	・四			地震。	
	・五			廣平大風折木。地震。	
	六・六		二七〇	大雨霽。甲辰。河洛伊沁水同時並溢。流四千九百餘家。殺三百餘人。没秋稼千三百六十餘頃。	
	冬			大雪。	
	七・五		二七一	早。大雩。大官減繕。雍涼秦三州饑。赦其境內。	
	八・五		二七二	早。	

此の災害は、勿論當時著しい天候の不順に見舞われたことに依る処が大きかつたであろうが、先掲魏大和年間の杜恕の奏論に州郡牧守咸忽恤民之術。脩將率之事。とあり、又晋書卷四傅玄伝所収玄の泰始四年の水旱の災害に関する奏議五事の第三に、以魏初未留意於水事。先帝統

九・五	二七三	旱。自正月至于六月。祈宗廟社稷山川。癸未雨。
十・四	二七四	旱。是夏大蝗。
咸寧元 ・五	二七五	下邳廣陵大風。壞千餘家。折樹木。
・七		郡國蝗。
・九		青州又蝗。是月郡國有青虫食其禾稼。徐州大水。
・十二		是月大疫。洛陽死者太半。
二・六	二七六	自春旱。至是月始雨。
・七		河南魏郡大水。殺百餘人。詔給棺。
・閏		荊州五郡水。流四千餘家。
三・六	二七七	益梁八郡水。殺三百余人。沒邸閣別倉。
・七		荊州大水。
・八		平原安平上党泰山四郡霜害三豆。是月河間暴風寒
・九		水。郡國五隕霜傷穀。
四・九		兗豫徐青荆益梁七州大水。傷秋稼。詔振給之。
四・?	二七八	司翼兗豫荆郡國二十蝗。
・七		司翼兗豫荆揚郡國二十大水。傷秋稼壞屋室。有死者。
五・三	二七九	以百姓饑饉。減御膳之半。
・四		郡國八雨雹。傷秋稼。壞百姓廬舍。
・五		丁亥。鉅鹿魏郡雹。傷木麥。辛卯。鴈門雨雹。傷秋稼。

占田課田制について

揆。分河堤爲四部。并本凡五詔者。以水功至大。與農事並興。非一人所周故也。今謁者一人之力行天下諸水。無時得備。とある点に窺えるように、一には為政者の無策、また一には（これが最も大きな原因であろうが）、例えば此の傳玄が、奏議第四事で軍屯田の経営に就いて論じ、

古以步百爲畝。今以二百四十步爲一畝。所覺過倍。近魏初課田。不務多其頃畝。但務修其功力。故白田收至十餘斛。水田收數十斛。自頃以來。日增田頃畝之課。而田兵益甚。功不能修。理至畝數斛。已還或不足以償種。非與曩時異天

・	六	庚戌。汲郡廣平陳留滎陽雨雹。景辰又雨雹。隕傷秋麥千三百余頃。壞屋百二十余間。癸亥安定雨雹。景辰。魏郡又雨雹。
・	七	壬子。新興又雨雹。
・	閏	庚子。河南河東弘農又雨雹。兼傷秋稼三豆。
・	八	河東高平霜雹。傷桑麥。
・	三	河南河内河東魏郡弘農雨雹。傷麥豆。是月庚午。畿内縣二及東平范陽雨雹。癸酉。畿内五又雨雹。
・	四	東平平陽上党鴈門濟南雨雹。傷禾麥三豆。
・	五	早。自去冬早。至此春。
二・	二	辛酉。隕霜干濟南琅邪傷麥。壬申。琅邪雨雹傷麥。
・	三	甲午。河東隕霜害桑。
・	五	景戌。城陽章武琅邪傷麥。庚寅。河東樂安東平濟陰弘農濮陽齊國頓丘魏郡河内汲郡上党雨雹傷禾稼。
・	六	郡國十六雨雹。大風拔樹。壞百姓廬舍。江夏泰山水。流居人三百余家。
・	七	上党又暴風。雨雹。傷秋稼。
三・	四	早。
・	十二	(詔四方水旱甚者。無出租。)
四・	七	兗州大水。復其田租。
		二八〇
		二八一
		二八二
		二八三

地横遇災害也。其病正在務多頃畝而功不修耳。と言つて端的に指摘しているように、先述した文武官員・將兵の増多・賦役繁興に依る安定した農業労働力・人口の激減、従つて齎された修功不備に依つて災害にまで発展させられていたものであろう。勿論戦火に依る灌漑設備の破壊がまた大きく水旱の襲来を助けていたに違いない。

そこで、窮迫した財政を建て直す為めの政府財源の大宗が農業生産に係わるものであり、且つ其の農業生産が以上の如くに疲弊・荒廢した状態に置かれているのであれば、極力此の再興発展を計らね

十二	河南及荊揚六州大水。
五・六	早。
・七	任城梁國中山雨雹。傷秋稼。減天下戶課三分之一。
・九	郡國四大水。又隕霜。是月南安等五郡大水。
六・正	(比歲不登。免租貸宿負)
・二	東海隕霜傷桑麥。
・三	郡國六隕霜傷桑麥。青梁冀郡國旱。
・四	郡國四旱。十大水。壞百姓廬舍。
・八	(減百姓綿絹三分之一)
七・正	(比年災異屢發……公卿大臣各上封事)
・夏	郡國十三大旱。
・九	郡國八大水。
・十二	(遣侍御史。巡遭水諸郡)
八・四	冀州旱。齊國大水。隕霜傷麥。
六	魯國大風。拔樹木。壞廬百姓舍。郡國八大水。
	二八四
	二八五
	二八六
	二八七

政策が打ち出され、課田制が日程に登つて来るのである。

(イ) 百姓への農桑勸課

最初に現に農業に従っている百姓への農桑勸課の動きを辿つて見よう。当然ながら年代的にもこれが最初に現はれ

占田課田制について

ばならぬのは理の当然であろう。魏の時代には、軍国の需要穀物の調達は、各地要衝に拠点的に設置された屯田の経営に依つて賄はれていたが、天下の統一成つた今は、こうした権宜の処置は改められて、もつと広く一般庶民の農産に基礎を据えなければならぬ。此処に、一方百姓への農桑勸課を強化し、又他方過剰な官員・將兵を整理帰農させ一つには膨張した財政支出を抑制し、又一つには農業人口の増大を計り、荒廢した農殖を躍進させようとする一石二鳥の

る。現在の体制を改めることなく政府収入を増すためには、これ以外に方法がないからである。

先づ泰始四年（二六八）正月には、武帝躬ら藉田を耕して天下に詔し、棄末反本競つて農功に努むべきを勧め、郡県長吏に夫々馬一匹を与えて職事に専念し百姓に勸課すべきことを諭し（晋書<sup>3</sup>武帝紀）、降つて十二月には、正身・勤百姓・撫孤寡・敦本息末・去人事の五条の詔書を郡国に頒布している（同上）。常平倉を設置したのも是年である。そして明けて五年（二六九）正月には、重ねてまた、

勅戒郡國計吏・諸郡國守相令長。務盡地利。禁遊食商販。其休暇者。令与父兄同其勤勞。豪勢不得侵役寡弱。私相置名。

と云う勅農の詔勅を降している（晋書<sup>26</sup>食貨及武帝紀志）右に云う「私相置名」は肝要な点と思はれるのに未だ明確な解釈を降すに足るだけの手掛りを得ていないが、南史卷五南齊東昏侯紀に「先是、諸郡役人多依人士爲附隸。謂之屬名」とあり、當時諸郡の役人二三の役人三五の役人門つまり庶民が役を避けて士人の附隸と爲つたことを屬名と称しておるのや、又武帝即位初年の貴勢豪族に対する田客招募の禁（王恂傳<sup>93</sup>）などから推察聯想して、豪民が家計に苦む貧困な下層民を自己の附隸として収容役使することを指しているのではないかとも思はれる。兎角、右の詔勅は郡国の計吏・守相・令長夫々農桑の勸課に意を尽し、休暇を得て家に在る職員また率先垂範、村民父兄を率いて共に田野に出で、自ら耕桑の勞をとり農作の指揮を爲し、豪勢も寡弱も総べて野に出て耕耨し、村里に唯一人の遊手をも無からしめようと期したものであろう。尚此処に云う「禁遊食商販」も、晋書卷五潘岳伝に、当時逆旅（客舍・旅館）を廢し、代つて十里毎に一官攤を置き、老小貧戸及び吏人を派遣して之れを經營させ糶税を徴収して、併せて逐末廢農・奸淫亡命之徒を取締らうとしたことが伝えられており、単なる具文でなく、具体的に意欲を持つものであつたことが察せられる。降つて泰始八年（二七二）には、司徒石苞の奏論に依り、州郡の農桑勸課に賞罰の制を設け、司徒掾屬・令史を増置して、天下州郡を巡行させ播殖を督察せしめる

等のことを定め（晉書26食貨志及同33石苞傳參照）、また十年（二七四）には、光祿勳夏侯和が新渠富壽遊阪の三渠を修め、田千五百頃に灌漑した事績が挙げられ（食貨志）、更に咸寧三年（二七七）には、典牧の種牛三万五千頭を兗豫二州の將吏士卒に每頭穀三百斛秋收後支払で出売している。

以上、正史に頼つて西晋朝の勸農策の主な動きを辿つてみたが、卷九晉書〇王宏伝に伝えられている武帝の泰始五年十月（繫年は武帝紀參照）の詔に、

朕惟人食之急。而懼天時水旱之運。夙夜警戒。念在於農。雖詔書屢下勅厲殷勤。猶恐百姓廢惰。以捐生殖之功。而刺史二千石百里長吏未能盡勤。至使地有遺利而人有餘力。云々。

とあるのに依れば、是外にも屢々勸農の詔勅の發布されているのが察せられ、また武帝の農穀の確保増殖に対する熱意の程を窺うことが出来るようである。

(四) 文武冗散官・州郡県吏員の整理帰農

窮乏した財政を持ち直すために、誰もが、また特に早急な歳収増加の望めぬ時に、考えを及ぼすのは、収支不均衡是正のための財政支出の抑制であろう。西晋の政策にも亦之れがみられ、そしてそれは特に財政不健全化の大きな要因となつた人件費膨張を改革する為め過剰官員・州郡將兵の整理に向つている。

先づ西晋武帝即位の初年、当時皇甫陶と共に散騎常待となつて諫職を掌つていた傅玄は、政府の要務として、士・農・工・商の分數之法の周備して天下に一人の遊手も無かつた先王之制に依拠し、天下の人を通計して、若干人を士と為して在官之吏に副うに足らしめ、若干人を農と為して三年に一年の儲え有るに足らしめ、若干人を工と為して其の器用を足らさしめ、若干人を商賈と為して貨を通ずるに足らしめ、儒を尊び学を尚び、農を貴び商を賤しむ可きことを説き、尋いで

前皇甫陶上事。欲令賜拜散官皆課使親耕。天下享足食之利。(略中)今文武之官既衆。而拜賜不在職者又多。加以服役爲兵不得耕稼。當農者之半。南面食祿者參倍於舊。使冗散之官農。而收其租稅。家得其實。而天下之穀可以無乏矣。(略中)爲政之要。計人而置官。分人授事。士農工商之分不可斯須廢也。若果能精其防制。計天下文武之官足爲副貳者使學。其餘皆歸之於農。若百工商賈有長者亦歸之於農。務農如此。何有不贍乎。

と述べ、文武冗散官を整理して農桑に課使し、其の租税を国库に収めて財政を豊かにし、不贍の患を除けと献策している。尚此時皇甫陶も亦同様の意見であつたと記している。此の皇甫陶・傅玄の意見は、この奏議に対する武帝の答詔の一節に「二常侍懇懇於所論。可謂乃心欲佐益時事者也。而主者率以常制裁之。豈得不使發憤耶」とあるのを見れば、關係官僚から相當の反撃を喰らつているのが知られるが、武帝に陶・玄の動議を實行しようとする意志の大きく動いていたことは、明白に窺え、続いて「二常侍所論。或舉其大較。而未備其條目。亦可便令作之。然後主者、八座廣共研精」と述べ、施行の細則を作つて提示し、広く關係官僚と共に討究すべきことを命じているから、官僚が官僚自身の人員整理を行うという点に事態の非常な困難さがあり、又可成り大幅に趣旨がゆがめられたとしても、是後年を降るにつれて漸次折に触れて実行に移されて行つたであろうと考えて差支えあるまい(以上晉書47 傅玄傳參照)。後述するような州郡將兵の撤廢を断行した武帝が、此の国祿を蠶蝕する文武冗散官を全然手を付けぬままに放置していたとも考え難い。

次に、晋書卷三九荀勗伝に依ると、咸寧五年（二七九）か或は吳平定（二八〇）直後の時期に繫ると思われるもので（資治通鑑は咸寧五年に繫く）、

時又議省州郡縣半吏。以赴農。

とあり、州郡県吏員の半数を整理して、これまた帰農せしめようと計画したことが伝えられている。此の計画が何の程度実行に移されたかは、未だこれを明らかに判断し得る文献を検索し得ず、唯此の政策の実行す可からざることを主張した

荀勗の論議を見るのみであるが、三国魏の時代に就いて二度に亘つて省吏の命令の出されたことが伝えられ、又晋書卷四劉毅伝に依れば、魏の太和年間に繋ると思われるもので、

僑居平陽。大守杜恕請爲功曹。沙汰郡吏百餘人。三魏稱焉。

とあり、事実省吏の断行されたことも伝えられていて、実行不可能の事であつたとも思われないから、政治の混乱を避ける為、此計画をそつくりそのまま齊一劃時実行に移すことは見合せられたとしても、呉も平定し且他方財政に困窮していた当時の事状であれば、漸次折をみて実行に移されて行つたものと推察出来よう。尚当時如何程の人吏が郡県に属していたか、明確には知り難いが、一二参考例を挙げると、魏の正始年間、弘農郡には二百余人の吏が居たと記され(魏書16杜恕傳所引魏略)と同じく正始年間、河南郡に就いては「郡有七百吏、半非舊也」(魏志21傅巖伝)と伝えられている。

### い 州郡將兵の撤廢帰農

最後に省兵の動きに就いて考察すると、先づ泰始年間に属するもので、晋書卷三扶風武王駿伝に、鎮西大將軍・使持節・都督雍涼等州諸軍事として関中に在つた駿が、都督府の寮佐・將帥・兵士等総べて人毎に田十畝の耕作を課したこと、又此の事績を知つた武帝が詔勅を降し、普ねく州県に下して各々農事に努め使めるよう指示したことを伝え、又同じく泰始末年か咸寧初年の頃と思われるもので、晋書卷三齊獻王攸の伝に、

詔以比年饑饉。議所節省。攸奏議曰。(略上)當今方隅清穆。武夫釋甲。廣分休暇以就農業。

とあり、將兵に番暇を与えて農業せしめていたことが伝えられている。但し攸の奏議には続いて「然守相不能勤心恤公以盡地利。(略中)今地有餘羨而不農者衆。加附業之人復有虛假。通天下謀之。則飢者必不少矣。今宜嚴勅州郡。檢諸虛詐害農之事。督實南畝。云々」とあり、仲々順調には実行出来なかつたらしく見受けられるが、軍隊を削減出来ない平呉以前に

於いて、將兵に農耕を課し、膨大な軍隊の給与に対する財政負担（農民負担）を軽減する事実上の省兵策の行われているのが知られる。そして此の動きに続いては、咸寧五年（二七九）司徒左長史傅咸の軍府濫設・州郡国官属の増加・賦役繁興とそれに依つて齎された農業人口の激減と財政窮乏の弊状を衝いた痛論があり（先掲85頁参照）、呉平定の後に至ると、遂に州郡の將兵の撤廢が断行される。即ち資治通鑑卷八晋紀・武帝・太康元年冬十月条に

詔曰。昔自漢末四海分崩。刺史内親民事外領兵馬。今天下爲一。當韜戢干戈。刺史分職。皆如漢代故事。胡註。察舉郡縣長吏而已。

悉去州郡兵。大郡置武吏百人。小郡五十人。

とあり、州郡所屬の將兵を悉く廢罷し、唯大郡百人小郡五十人の武吏を置くのみとしたことが伝えられている。此の時の省兵が何の程度の規模のものであつたか、兵制に暗い筆者には明言出来ないが、若干参考とすべき史伝を挙げると、三国時代で、遼東公孫淵支配下の玄菟郡は領戸二百に対して兼重三・四百人を有して居たとあり（吳志2孫權・嘉末）、また武陵郡五百人（吳志10黃蓋傳）臨川郡千人（吳書11朱然傳）の兵数が伝えられ、また吳志卷一賀齊伝には、賀齊が建安郡で属県より五千の兵を發して賊を平定したことが伝えられており、降つて晋書卷八劉毅伝には尋陽郡防備の爲め江州の軍府より千人の兵を派遣したと記し、晋書卷五陶横伝所収の、此の武帝の省兵に反対した都督交州諸郡事陶瑋の指揮下には旧と七千余人の兵が居たが、今は征伐疫病に依る死亡の補充が行われず二千四百二人を余すまでに減少して仕舞つたと述べており、此の太康元年の武帝の州郡武備撤廢が驚くべき大英断であつたことは察知出来る。だから臣寮の一人山濤も、此の省兵に就いて深い危懼を抱き、武帝が宣武場に武を講じたのを機会に病を押して参上し、盧欽と用兵之本を論じて州郡武備撤廢の不可を力説し、武帝亦諸臣の濤の所論に対する非難を斥け天下之名言也と称えたと伝えられている。しかし濤の意見は遂に実策に受け容れられるには至らず、州郡の武備撤廢は断行されて仕舞い、時代を降つて永寧（三〇一）の後、屢々變難生じ寇賊群起する時に至つて果して濤の言の如くこれを制庄する者地方に無く天下忽ちにして大乱の禍中に投ぜられると云う痛まし

い歴史的事実に依つて此の政策の非が検証されたと言ふ(以上晋書)。(43山濤傳)。濤の論述を是とし天下之名言也と称えながら何故州郡の武備撤廢を断行しなければならなかつたのか、これは勿論軍国体制から文治体制へ転進して漢末以来の争乱に終止符を打ちまた中央権力を強化すると云う点に大きな狙いを置いていたものであろうが、同時にまたこれが、争乱の過程を通じて「今文武之官既衆、而拜賜不在職者又多」「南面食祿者參倍於舊」と言い、また「今并監軍乃盈十」「刺史幾向一倍」：而置郡縣更多。空校牙門無益宿衛。而虛立軍府動有百數。五等諸侯復坐置官屬」と言われるように規模を大きくして来た中央地方の官衙機構・膨張した中央禁軍の充分の維持費を確保し中央政府収入を充実させる為めに、民衆の地方費(税・役を含めて)負担を軽減し、其の生活を農桑に安堵しなければならなかつたと云う早急な財政的要請に迫まられていたが為めのものであろうことは、上述した処から略々納得出来るであらう。そして当然ながら、此時整理された將兵達は、散官・人吏と同様に農業に帰せしめられているのである。晋書食貨志には、此の辺の動きを次の様に伝えている。

世祖武帝太康元年。既平孫皓。納百萬而罄三吳之資。接千年而綏西蜀之用。輶干戈於府庫。破舟船於江壑。河濱海岸三丘八藪。耒耨之所不至者。人皆受焉。農祥晨正。平秩東作。荷鍤贏糧。有同雲布。

以上要するに、政治機關の分設拡張、それに寄生する文武官員の累増、軍府の濫設、將兵の膨張と賦役繁興と他方それに表裏して發生した農業労働力の減落とに依つて財政窮乏に苦しんだ西晋朝が、その疲弊から立ち直る為め、銳意百姓への農業勸課に力を尽し、また文武の冗官を整理し州郡官吏員の半減を企て、更に州郡將兵の撤廢を断行し、且つ之等の人総てを農村に歸し、一方には財政負担を軽減し、他方には農産の豊殖・祖稅収入の増大を計ると云う一石二鳥の施策を次々と日程に登し、財政の振興を計つて来たことを確認することが出来よう。そして此の施策は、文飾ありとは云え、右の食貨志の記載や又東晋初期の人干宝の言に「至千世祖遂享皇極。……牛馬被野。餘糧委畝。故干時有天下無窮人之謬。雖太平未浴。亦足以明吏奉其法民樂其生矣」(晋書5末)(尾所収)とあるなどみれば、一応所期の成果に達し得たと推察される。

## Ⅲ 課 田 制

さて此処まで永々と西晋朝の財政振興策・勸農政策の進展を辿つてきたが、翻つて、では孫吳平定の後施行に移された著名な占田・課田の制は一体此の一連の勸農策の進展の何処に位置付けらるべきものであるか。又それはどう云う狙いを持つものであつたかとの疑念が生じて来よう。

筆者の見解に依れば、此の吳平定以前より連々施行されて来た勸課農桑が既に課田制であつたと考えられる。(占田制に就いては暫く置く)。先きに課田の語義に就いて、課は強制する或る一定のノルマに対する責任を持たせる・割り当てるの意味を持つものであると述べたが、恐らく課田の規定は、此の勸課農桑政策の成果を一層確実にまた一層永久的なものとする為め、毎丁男女次丁男夫々に就いて人力の強弱に応じた耕作課額を法的に指示し、此の勸農策を裏付けまたその施行方式基準を定めたものであろう。此事は溯つて三国以来の農桑勸課の動きの中から窺い知ることが出来る。即ち、先づ魏志<sup>卷一</sup>賈逵伝所収・魏略の楊沛伝に、

除爲新鄭長。興平末。人多饑窮。沛課民益畜乾椹收斲豆。闕其有餘以補不足。如此積得千餘斛。藏在小倉。會太祖爲兖州刺史。西迎天子。所將千餘人皆無糧。過新鄭。沛謁見乃皆進乾椹。

とあり、土地の耕作に係属したものではないが、饑窮の際県長が民に課して乾椹や斲豆を集めさせて飢を凌ぎ、且つ千余斛もの蓄えを得ていたと伝え、又同書<sup>卷一</sup>杜畿伝に依れば、

是時天下郡縣皆殘破。河東最先定。少耗滅。畿治之。崇寬惠。<sup>(中)</sup>漸課民畜犝牛草馬。下逮雞豚犬豕。皆有章程。百姓勤農。家家豐實。

とあり、又同様直接農耕に関するものではないが、河東郡太守杜畿が、寬惠<sup>〓</sup>息民を旨とし、章程を設けて民に犝牛・草

馬・雞豚・犬家の蓄養を課し、遂に農民の家計を豊実にして戦火に依る残破から立ち直らしめたと伝えられ、又同書卷一倉慈伝所収魏略に京兆太守顔斐の政治を称えて

始京兆從馬超破後。民人多不專於農殖。又歷數四二千石。取解目前亦不爲民作久遠計。斐到官。乃令屬縣整阡陌。樹桑果。是時民多無車牛。斐又課民以閑月取車材。使轉相教匠作車。又課民無牛者令畜猪狗。賣以買牛。始者民以煩。

一・二年間。家家有丁車・大牛。

と述べ、顔斐が阡陌を整え桑果を樹えしめるかたはら、民に課して閑月に車材を取りて丁車を作らしめ、又牛無き者には猪狗を畜つてこれを売り牛を買わしめ、農産の復興を助けたと伝えている。即ち、以上善政を称えられる有能な地方官が通じて、時には章程を設けて、民に労働を課すというやり方で、管内庶民の家計の再興充実を実現しているが知られよう。これは右に示した史伝の記述に同時に窺えるように、戦乱・頻繁な賦役徵発重税等のために人心を安定せず、ひとしく軽動している状態の中から、早急に生産を振興してゆくために余儀なく必要とされた強制措置であったのであるが、既に斯様な方式が現実にもられた以上、それが更に進んで直接農耕に適用されなかつた筈はあるまい。次に此点に就いて考察を進めてゆくと、先づ魏志<sup>卷一</sup>鄭渾伝に、

復遷下蔡長・邵陵令。天下未定。民皆剽輕。不念產殖。其生子無以相活。率皆不舉。渾所在奪其漁獵之具。課使耕桑。又兼開稻田。重去子之法。民初畏罪。後稍豐給。無不舉贖。所育男女多以鄭爲字。

とあり、邵陵県に於いて、県令が庶民の漁獵え具を奪いこれに農桑を課して家産を豊実ならしめたと伝えている。尚此の鄭渾に就いては、此俊京兆尹となつても、

渾以百姓新集爲制移居之法。使兼復者與單輕者相伍。温信者与孤老爲比。勤稼穡。明禁令以發姦者。由是民安於農。而盜賊止息。及大軍入漢中。運轉軍糧爲最。

とあり、新集の百姓に閭伍の組織を結びせ、之れを基軸に禁令を明確にし稼穡に勤めしめ、魏の大軍が漢中に進んだ時に軍糧輸送最高の成績を挙げ得る程の豊実を得ていたと伝えられているが、恐らくこれも亦邵陵県に於ける経験に基いて施行したものであろう。更に此後魏郡太守となつても、百姓の材木に乏しいのを見ては各家に楡を樹え籬を爲り又五果を植えることを課し、「楡皆成藩。五果豐實。入魏郡界。村落齊整如一。民得財足用饒。明帝聞之。詔稱述布告天下」の政績を挙げ、同様の方式で民を治めて行つていのがみられる。次に呉志<sup>三卷</sup>孫休・永安二年三月の詔に依ると、

自頃年以來。州郡吏民及諸營兵。多違此業。皆浮船長江賈作上下。良田漸廢見穀日少。欲求大定豈可得哉。亦租入過重農人利薄。使之然乎。今欲廣開田業。輕其賦稅差科疆羈。課其田畝。務令優均。官私得所。使家給戶贍。云々。

とあり、実行の程は不明であるが、孫休が州郡吏民、諸營兵士の多くが農業を捨てて商販に従い、爲めに穀物日に減じてゆく有様を見、また租税の過重さが此の趨勢を助長しているのを察して、賦税を軽くし、また田畝を課して広く田地を開き官私共々豊実ならしめようとしているのが伝えられている。三国時代に農産の振興を計つて民庶に田畝の耕作を課すこと云う考え動きのあつたことが知られよう。降つて南朝宋の時代に就いても、宋書<sup>五卷</sup>文帝紀・元嘉二十一年七月乙巳詔に、

徐豫士多稻田。而民間專務陸作。可符二鎮。履行舊陂。相率脩土。并課墾闢。使及來年。凡諸州郡皆令盡勤地利。云々。と見られ、また同書<sup>六卷</sup>孝武帝紀・大明七年九月乙卯詔に、

今二麦未晚。甘澤頻降。可下東境郡。勤課墾殖。尤弊之家。量貸麥種。

とあり、また当の西晋時代に就いては、晋書<sup>卷九</sup>王宏伝に、

泰始初爲汲郡太守。撫百姓如家。耕桑樹藝屋宇阡陌。莫不躬自教示。曲盡事宜。在郡有殊績。司隸校尉石鑿上其政術。武帝下詔稱之曰。朕惟人食之急。而懼天時水旱之運。夙夜警戒念在於農。雖詔書屢下勅厲殷勤。猶恐百姓廢惰以

捐生殖之功。而刺史二千石百里長吏未能盡勤。至使地有遺利而人有餘力。(略中)今可隸校尉石鑿上。汲郡太守王宏勤恤百姓。導化有方。督勸開荒五千餘頃。而熟田常課頃畝不減。比年普饑人不足食。而宏郡界獨無匱乏。可謂能矣。其賜宏穀千斛。布告天下。咸使聞知。

とあり、泰始年間、汲郡太守となつた王宏が、耕桑樹藝屋宇阡陌一切に亘つて躬ら指示を与へ曲さに事宜を盡し、荒地五千餘頃を開墾せしめ、且つ熟田は常に(頃畝を)課して頃畝を減ぜしめず、他郡悉く饑饉に見舞はれた時にも独り宏の郡界のみ周瞻を保つと云う治績を収め、武帝の詔賜を得且つ其の政術を天下に布告さるるの榮譽に浴したと伝えられている。

先きの孫休の詔勅に広く田業を開かんと欲して「其の田畝を課す」と云い、王宏の「熟田の常課は頃畝減ぜず」と云い、正しくこれこそが課田制であろう。右の詔勅に依れば、常に農殖に思いを致し屢々勅を降して民の殷勤を勸諭しながら、猶百姓靡惰にして生殖之功を捐て、遺利余力有るのを懼れていた武帝が司隸校尉石鑿の上奏を得て大いに喜び、天下に王宏の政術を布告して聞知せしめたと云うが、恐らく課田制は、此処にみた様な三国以来の有能な地方官の治績、此の王宏の政術等に学んで、人心未だ落着きを得ない状態の中で、戦争に依る荒廢から早急に立直る為めの強制措置として、凡そ百姓一人の能力を検討してこれに見合う耕作の基準・課耕額を定め、これに基いて百姓に農桑を強制勸課しようとする処から生れ出したものであらう。それは晋書<sup>卷五</sup>東哲傳に

然農穰可致。所由者三。一曰天時不僇。二曰地利無失。三曰人力咸用。(中略)然地利可以計生。人力可以課。致詔書之旨。亦將欲盡此理乎。今天下干城人多遊食。廢業占空無田課之實。較計九州數過萬計。可申嚴此防。令監司精察。一人失課負及郡縣。此人力之可致也。

と見られるような精神に基いて、勸課農桑をその文字通り端的に章程を設けて強行したもので、人力の強弱に応じて夫々

定額の田畝を耕作せしめ、墾田を開くと共に、またその頃畝の維持を計り、民庶の家産を充実し、引いては国家財政の振興充実を計るといふ点に此の政策の狙い実相があつたのであろう。占田に対立する特殊な課田の耕作が百姓に賦課されたのではあるまい。此事は、次に占田・課田制の施行に伴う租税制度を考察する時、一層鮮明な印象を得るようである。

吉田虎雄氏に依り紹介された初学記<sup>卷二</sup> 寶器部・絹第九所収の晋故事に依ると、

晋故事。凡民丁男。課田夫五十畝。收租四斛絹三疋綿三斤。

とあり、課田制施行に伴う税制を伝えているが、注意すべきは既に戸調絹綿をも一括しながら田租に就いては明らかに課田五十畝に應ずる穀四斛のみを記し、占田の租はおろか、占田の名すら出ておらず、且つ租四斛・絹三匹・綿三斤を毎丁男一人の輸納総額として明記している点である。他に所伝を参照しても、例えば、西晋惠帝の元康六年（二九六）氏羌齐万年の乱に遭遇して、関西の百姓数万家と共に食を求めて蜀の地に流れた氏人李特の第三子で、惠帝の永康元年（三〇〇）に成都王を称し、尋いで帝位に就き（成蜀）、成帝の咸和八年（三三三）に没した李雄に就いて

其賦。男子歲穀三斛。女丁半之。戸調不過絹數文綿數兩。事少役稀。百姓富實。

とあり（晋書121）恐らくは西晋の制度に倣つたと推察される丁対象の定額の租税制度を伝えており、又建康に流寓して社稷を再建した東晋朝の租税制度が、成帝の咸和五年（三三〇）に始めて百姓の田を度つて收穫の十分之一毎畝率ね三升の税米を徴収することにしたのが、其後庚戌の土断（興寧二年・三六四）を経て、太元元年（三七六）には度田收租之制を除き王公已下每口税米三斛の丁対象の定額税制に帰著しており（以上本紀及食貨志参照）、又此の丁対象定額租税が崩れて資産対応賦課に変化して後にも、宋の孝武帝年間に周朗が「取税之法。宜計人爲輸。不応以實」と論じているが（宋書82周朗傳参照）、之等を考え併せて西晋の田租は晋故事に伝えられるように、課田のみを考慮したもので、毎丁男四斛、次丁男二斛、丁女一斛六斗の丁

対象差等定額賦課制であつたと判断して差支えないであらう。

即ち以上に於いて考説した処を要約すると、西晋の課田制は、勸課農桑策の定式化されたもので、毎丁男五十畝・次丁男二十五畝・丁女二十畝の夫々人力の強弱に応じた耕作基準・課耕面積を法的に指示して墾田の増大を計つたものであり、且つそれは田租徴収の面に於いて、毎畝四升の魏の制度を改め、毎丁男女夫々規定の土地を耕作するものとの前提の下に、丁対象の差等定額賦課制への改編が行はれ、庶民の法規遵奉が要請されていたものであると言えよう。つまりこれは先きの戸調式に対応する西晋の税制改革であり、丁対象の定額税制の完成であつたと言える。

### 三、占 田 制

課田制に就いて以上の如くに考えを進め、再びこれを翻つてみると、此の考察の過程で占田が著るしく影をひそめて仕舞い、独り課田のみが大きく浮び上つて来ていることに注意される。恰も西晋の土地制度は晋書食貨志に記載される処から受ける印象とは著るしく異つて、占田・課田の二本立てではなく、課田一本であつたかの如くである。一体占田は如何様に位置付けらるべきものであるか。その内容は何であるか。最後に此点に就いて考察する。

其処で改めて占田課田に就いて食貨志に記載する処を転記すると、

男子一人占田七十畝。女子三十畝。其外(通典無外字)丁男課田五十畝。丁女二十畝。次丁男半之。女則不課。となる。

さて先に考説した処が幸いに妥当であるとすれば、課田は、農桑振興・政府税収充実の見地から、毎丁男女・次丁男の毎歳耕作すべき土地の面積の基準を規定したものであつた。丁男は五十畝・丁女は二十畝、次丁男は二十五畝の夫々能力に応じた広さの土地の耕作が要求され、且つこれには、丁男四斛・丁女一斛六斗・次丁男二斛の、夫々課田の額に見合う

定額の田租の課徴が附随するものであつた。そして特に占田に就いての田租の課徴規定は見当らなかつたが、此処に得た結果を以て右の規定を觀察すると、先づ第一に、占田七十畝を持つ男子一人、占田三十畝を持つ女子一人には田課（耕作の賦課）は賦せられていなかつたのであろうか。田租は課徴せられなかつたのであろうか、此等男女は他の人と異つて何か特別な待遇を受け、免租の恩典に浴していたのであろうかとの疑問が生じて来る。果して斯様な事が有り得たであろうか。此の男女が如何なる者であつたかは不明としても、庶民であることには相違ないから、斯様な事は一寸有り得ないことのように思はれる。

それからまた此の疑問に附随して、此処に使用されている占田・課田の占課は、占は結局占有するの義で、占田は田を占有することであり、課は強制する・割り当てるの義で、課田は田の耕作を強制することであり、占めるのは田畝であり、課せられるのは田畝の耕作労働であり、占と課とは全く別個の行為で、何等相互に対立し排除し合う關係に在るものではなく、百姓の占める田と百姓に耕作を強制する田とは相互に重複し得る關係に在り、卷五 事實晋書 束哲伝所収の束哲の太康六年頃の奏議の一節に、

今天下千城人多遊食。廢業。占空。無田課之實。

とあり、占田と課田とを対立させることなく占田（||占めている田地）の中に課田（||耕作すべく要求されている田地）を含めている点が注意される。即ち課田は占田の中に含まれ得るわけであるが、若し果して事実先きの男女夫々一人の占田の中に課田が含まれているのであれば、先述の疑問は氷解し且つ占田は姿を消して課題一体の体制に還元せられるわけである。

そこで試みに占田の規定の中に課田が含まれた場合の姿を考えてみると、男子一人の占田七十畝は、この男子を仮りに丁男と仮定すれば、課田五十畝と他に余剩二十畝となり、女子を丁女とすれば、その占田は課題二十畝と余剩十畝にな

り、男子二十畝、女子十畝の余分の土地を残すことになる。

処で、西晋の租税には課田に基いて毎丁男女・次丁男を対象に課徴される租斛の他に、丁男女次丁男の戸主を対象に、戸毎に徴収される戸調があつた。だから西晋の朝廷が農民の耕作する土地に就いて規定を設けるとすれば、当然その規定の何処かに此の戸調絹綿を生産する土地・桑田に対する配慮が為されていなければならぬ筈である。であれば此の男子二十畝女子十畝の余剩田はその桑田に当るのではあるまいか、戸調子に依れば「丁男之戸歳輸絹三匹・綿三斤。女及次丁男為戸者半輸」とあり、丁男戸、丁女戸の夫々の戸課の比は二対一であるが、此の余剩田の比率もそれに合致する。恐らくこう考えて良いのではあるまいか。そして若しそうであれば、また、此の男女は夫々戸主であることとなる。

猶、此処で想い起されるのは均田法の授田規定である。周知のように均田制の下では、租穀を生産することを建前として与えられる土地と調庸を生産する土地との夫々に就いて其の給与の規定が設けられていた。其処で次に、均田法規の下で、如何程の比率を以て此の二種の田地が配分されていたかを参照し、此処に想定した占田・課田規定の現実性を検討すると、即ち、桑田に就いてみれば、西晋に続く北魏で二十畝、北齊・北周・隋・唐これに等しく、女子の想定桑田十畝を

			晋	北魏	北齊	北周	隋	唐
丁男	露田 桑田	五十畝 二十畝	四十畝 二十畝	八十畝 二十畝	同上	同上	同上	八十畝 二十畝
丁女	露田 桑田	二十畝 十畝	二十畝 	四十畝 	同上	同上	同上	

定では北魏の倍額に増えていて比較にならないが、唐では八十畝、西晋の一夫婦合計七十畝に十畝増えているのみであ

含めれば西晋が十畝多く、含めなければ同額。課田に就いてみれば、西晋の丁男五十畝丁女二十畝に対し、北魏は丁男の受田額がこれより十畝少いだけ、北周・北齊・隋の規

る。即ち北魏・唐の制度が西晋のそれに極めて近似しているのが知られる。

要するに、西晋の租税制度より觀て、又課田（課耕）の精神から觀て、占・課の語義用法から觀て、均田法の授田規定と比較参照して、男子女子の占田額の中に、成丁相当の課田額と桑田の含まれていること、従つて此の男女が戸主に相当するものであることを認めて差支えあるまい。但し尚疑問は残る。何故男子女子と不確な呼称を使用してその占田額を規定しているのか。これに就いて明確な答えを提示する根拠史伝は見出し得ていないが、例えば或る家族が有つて、それが農業に生活の基礎を置いていれば、たとえ家族構成員の中に成丁が含まれていなくても、家族の生活を維持してゆくに足るだけの農地が必要なことには変りないわけであり、いづれその家族員の誰かが所定の課田額を耕作して租税を納む可き成丁に成長して来る筈である。其処で何れにせよ必要な（課田規定から従つてまた晋朝の租税政策からみて）最低限度の、或は換言すれば、基準的な面積の土地の保有を規定したのではあるまいか。男子と書いたのは丁男丁女と書けないためであり、従つて占と書いたのは単に課と書くのみでは不十分なためであつたからだろう。

猶占有した田地を私有地、耕作を課せられた土地を官有地と、私↓占、課↑官の関連を想定する向きもあるかと思われるが、これに就いては、占は単に占有する動作を示すだけの言葉で、占有対象物の性格如何にまでは言及していない点を考えれば充分であろう。先掲の束皙の奏議にも「廢業占空。無田課之美」とあり、又後世の例ではあるが、陸宣公奏議均節賦稅恤百姓・第六條に、

且舉占田一事以言之。古先哲王疆理天下。百畝之地號曰一夫。蓋以一夫授田。不得過於百畝也。（略下）  
とあり、百姓一人の授田・公田をも占田と稱している。占・課と使い分けた点に重大な意味を持たせるのは当るまい。

## 結 語

以上に於いて考説した処を要約すると、西晋朝の占田・課田制は、先づ農家があればその戸内の男女夫々一人が桑田三十畝を含む田地総計百畝を占有耕作し、後ちその男女が成人すれば、規定に従い、次丁男となれば二斛、丁男となれば四斛、丁女となれば一斛六斗の田租を納め、また別に次丁男戸の戸調として絹二疋絹三斤相当の半額、丁男戸の戸調はこの全額、丁女戸であれば次丁男戸と同額を輸し、更に此の戸内に之等男女以外に成丁家族を擁するに至れば、また規定に従つて、丁男五十畝、次丁男二十五畝、丁女二十畝の土地の耕作が要求され其の土地に見合う定額の田租が課徴されると云う編成で、租税制度の面より觀れば戸調式に應ずる定額丁対象差等課徴制の完成であり、そして此の制度の沿革は、最も遠くには先王之制・古典思想の中にそれがあるのであるが、直接的には、漢末・三国鼎立時代を経て西晋の中国統一に至る戦乱を通じて惹き起された軍府の濫設・中央地方兵員の膨張、政治機関の分設拡張・寄生官員の累増等に依る国家財政費用の増丈と、地方に於ける賦役繁興、それ由り来る農業労働量の激減と加うるに戦乱戸口流亡に依る農林の荒廢、税収減落に遭つて財政の窮迫に苦しんだ西晋朝が、其の疲弊から立直り、規模を大きくした中央官衙の財源を充實強化しようとして鋭意打ち出して来た税財政策の結著として生れ出たものであり、従つてまた此の制度は、東哲の言に「地利可以計生。人力可以課」とある如く、定額田地の耕作強制、結局には定額課徴の強行に重点を置いて理解するべきであろうとの諸点である。

昭和三十三年九月二十六日稿

附記 本稿は文部省科学研究費に係る総合研究「南北朝隋唐諸國家の権力構造とその変遷についての総合的研究」の分担研究報告である。最近天野元之助氏、西村元祐氏が相尋いて占田課田制に関する御勞作を発表されており、それを拝読すると、今更に筆者が此の問題を論議する意義は薄いようであるが、右の次第で、一応報告として旧稿のまま発表することとした。

## On the *Zhan-tian* (占田) and *Ke-tian*(課田) System

By Y. Kusano

Owing to the continuous wars since the *Latter Han* dynasty, the *West-Tsin* dynasty suffered the great financial difficulties by the two main causes.

1. The increase of expenditure: the reckless establishment of *Chü-fu* (軍府), the increase of military forces, and the increase of parasitic officials by the enlargement of administrative machinery.

2. The decrease of revenue: the impoverishment of rural communities, and the sharp decline of agricultural labour forces, caused by the frequent labour service and runaway of the peasants.

Compelled to increase in haste the national revenue, the dynasty first of all placed emphasis on the agricultural reconstruction. For this purpose, the *Zhan-tian* and *Ke-tian* system was enforced. The object of this system was to increase the farm land by forcing each of the adults, men and women, to plow the assigned land, at the same time was to enrich the fisc by imposing the land tax upon them.